平成２５年（フ）第２９４号
大津市葛川梅ノ木町100番地
破産者　岩田登市男
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
京都府亀岡市河原町200番地26
破産者　京谷　邦夫
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
山口市吉田2438番地
破産者　野村　幸治
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
北九州市小倉北区片野３丁目１番10―604号
破産者　吉原　輝夫
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５７号
宮崎市大工３丁目144番地　大工マンション103号
破産者　緒方　峰藤
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６号
栃木県小山市大字粟宮1518番地２
破産者　村田　幸一
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第８６号
さいたま市浦和区本太４丁目21番12号　第３グリーンハウス101号室
破産者　小黒　　伸
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
宮城県大崎市松山千石字大**榊**118番地２
破産者　小原とみ子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目16番24、従前の住所宮城県登米市石越町南郷字柳原117番地２
破産者　米澤百合子（旧姓小野）
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
川崎市多摩区中野島２丁目18番３号　コーポサガラ101
破産者　千葉　　茂
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０２２号
大阪市西区西本町３丁目１番16―306号
破産者　荒生由誌乃
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４号
大阪府藤井寺市北岡１丁目５番17号、前住所大阪府藤井寺市野中５丁目13番９号
破産者　中野　寿進
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県川西市栄根１丁目７番13号　201、前住所兵庫県川西市加茂２丁目16番２号
破産者　寺内　正則
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
兵庫県川西市大和東５丁目11番地の２
破産者　安達あき子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
北九州市門司区奥田５丁目５番16号
破産者　森本　祐二
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１号
北海道虻田郡ニセコ町字西富245番地１
破産者　菅間　信一
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第９号
北海道虻田郡倶知安町北３条西２丁目12番地２　千葉アパート202号室
破産者　熊谷都々子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第３６号
長野県安曇野市堀金烏川1292番地３
破産者　安部　昌次
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部